



都市防災

まちづくりの基本的方向

- 1 災害に強い都市構造の形成をめざします
- 2 安全に避難できるまちをめざします
- 3 地域コミュニティにおける災害に強いまちを育みます

1 災害に強い都市構造の形成をめざします

<現状・課題>

- ・早くから市街化が進んだため、区内の一部の地域では木造住宅の密集がみられ、井田地区には「急傾斜地崩壊危険区域」があり、また、区域はいくつかの河川に囲まれているなど、災害が発生した場合には被害が拡大する危険性を多く含んでいます。
- ・市ノ坪、木月、新城付近に、木造密集住宅市街地が分布するとともに、面的市街地整備がなされないまま市街化が進んだ多くの地区では、狭あい道路が多く、木造密集住宅市街地の改善による不燃化の促進や狭あい道路の改善、公園緑地等のオープンスペースの確保等による市街地の安全性の向上が課題となっています。
- ・荻宿、市ノ坪、宮内などの準工業地域や工業地域では、工場と住宅との混在や密集もみられ、災害が発生した場合には、被害が拡大する恐れがあります。
- ・中原区は、北部から南東部にかけて多摩川に接し、南西部から南部にかけて、江川、矢上川に囲まれた平坦地で形成されているため、大雨による浸水被害の恐れもあります。
- ・近年、都市化の進展による雨水浸透域の減少や集中豪雨の多発による浸水被害が増加しています。水害から生活環境を守るため、河川改修と総合的な治水対策により、まちの治水に対する安全性の向上を図ることが必要です。

(1) 震災に配慮した土地利用の推進

防火地域の拡充

- ・災害時における避難路として重要な幹線道路の機能の確保や都市の不燃化の促進等、都市の防災性向上を図るため、防火地域、準防火地域の指定拡大を検討します。

オープンスペースの確保

<公園・緑地の確保>

- ・公園・緑地は、憩いの場、スポーツ・レクリエーション活動の場であるとともに、震災時には、避難場所や避難路、延焼防止のオープンスペースとして機能し、また、給水車等の緊急車両の配置、救急医療などの救援活動や物資集積等の拠点としても重要な役割を果たすことから、既存公園の整備・拡充に努めます。

< 市民防災農地の確保 >

- ・優良な農地を生産緑地地区に指定し、その保全に努めるとともに、震災時における市民の一時避難場所又は仮設建設用地・復旧用資材置場として、農地所有者の協力のもと農地をあらかじめ「市民防災農地」として登録し、市民の安全確保と円滑な復旧活動に役立てる防災農地の普及を図ります。

< 工場等跡地の防災的利用 >

- ・大規模な工場や事業所等の土地利用転換に際して、避難地や防災空間の確保等、地域の防災課題を解決する視点から土地利用転換を適切に誘導します。

緑化の推進

- ・幹線道路等における植樹帯や街路樹などの樹木は、火災の延焼を防止し、家屋倒壊の際には被害の拡大を抑止するなど、優れた防災機能を有しています。そのため、幹線道路における街路緑化、学校・庁舎など公共施設の緑化を推進するとともに、市民や企業が主体となる事業所緑化、生垣緑化、駐車場緑化など民有地の緑化を支援します。特に、避難所や避難路では耐火性に優れた樹木を植栽するなど、防災に資する緑のネットワークの形成に努めます。

(2) 震災に強い市街地の形成

拠点地区等の整備

- ・小杉駅周辺地区では、交通広場等の都市基盤の整備を進めるとともに、市街地再開発事業の促進や地区計画等による土地利用の適切な誘導により、災害に強い都市づくりをめざします。

既成市街地の災害予防対策

- ・木造住宅が密集して立ち並ぶ地区においては、災害上問題の多い老朽化した木造建築物等の耐火又は準耐火構造建築物への建て替えなどを促進し防災性の向上を図ります。
- ・密集住宅市街地と類似の課題を抱えている地区では、住民の発意による住環境改善の取組等、住民の主体的なまちづくり活動を支援します。
- ・密集住宅市街地等においては、接道要件を満たさない敷地が存在していること等により、建て替え等の更新が進まず、住環境の改善が難しい状況にあるため、連担建築物設計制度等の活用などを検討し、住環境の改善に努めます。

建築物の耐震・不燃化の促進

< 一般建築物の耐震性の促進 >

- ・災害に強い安全なまちづくりを進めるために、木造住宅耐震改修助成制度の活用による地域の防災性の向上に向けた取組を促進します。

< 重要建築物及び特定建築物の安全対策 >

- ・地震発災時における情報拠点、応急復旧活動の中核拠点、医療救護拠点、避難収容拠点等となる公共建築物は、建築物耐震診断基準に基づき、十分な耐震性を有していないと判断された場合は、耐震補強工事等の必要な措置を講じ、耐震化に努めます。
- ・高層ビル、ターミナル駅の安全確保対策を検討し、建築物所有者に対して安全対策を促進します。

(3) 風水害に強い都市環境づくり

河川の整備

- ・多摩川沿いの地域の治水安全性を高め、流域の市街地の良好な住環境を形成するために、国による高規格堤防（スーパー堤防）整備事業と連携し、多摩川の自然資産を活用した、市街地と河川敷が一体利用できる空間形成をめざします。
- ・都市化の進展による雨水浸透域の減少や集中豪雨の多発により、浸水被害が増加していることから、これらの水害から生活環境を守るため、計画的な河川改修と総合的な治水対策により、まちの治水安全度の向上をめざします。
- ・鶴見川水系の県が管理・施工する一級河川の矢上川は、「特定都市河川」に指定されていることから、河川管理者による「流域水害対策計画」が策定され、今後、時間雨量 60 mmに対応できる整備が進められることから、これらと連携して総合治水対策を進めます。
- ・災害時における消火用水として河川水を利用するために、地域の実情に応じて、河川防災施設の設置に努めます。

市街地の浸水対策

- ・総合的な治水対策として、雨水の流出量を抑制し、地域の浸水安全度を向上させるため、学校や公園などの公共施設における雨水流出抑制施設の設置を進めるとともに、一定規模以上の開発行為や建築行為の際には、雨水貯留浸透施設設置の指導により、降雨時に雨水が一気に下水や河川に流出しないよう、雨水流出抑制を促進します。
- ・河川流域の保水・遊水機能の向上を図るため、流域の優良な農地や良好な緑地の保全、浸透機能を有する下水道や透水性・保水性のある舗装材を用いた道路舗装の検討などを進めます。
- ・集中豪雨時における浸水被害を防ぐため、雨水を一時的にためて時間差排水する雨水貯留管の整備を進めます。また、江川、渋川雨水貯留管については、機能を早期に発現させるため、バイパス管の整備を推進します。

がけ崩れ等の土砂災害の防止

- ・がけ崩れ等の土砂災害による被害を最小限に抑えるため、神奈川県による急傾斜地崩壊危険区域の指定や土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定、さらには周辺の自然環境に配慮した急傾斜地崩壊防止工事の実施等について、連携して取り組んでいきます。
- ・区内の宅地造成工事規制区域に指定されている区域では、宅地造成に伴う災害を防止するために、宅地造成等規制法に基づき、宅地造成工事の適切な指導に努め、危険宅地の解消に努めます。

(4) 都市施設の防災性の向上

- ・発災時における救出・救助・消火活動及び被災者の生活を確保するため、緊急車両及びこの活動を支援する車両のみの通行に限定される緊急活動道路を選定し、優先的に道路施設の安全対策に努めます。
- ・路線の重要度を総合的に考慮して耐震補強を推進し被害の軽減に努めるとともに、電線類の地中化や上下水道等の整備を進め、災害に強いライフラインの形成に努めます。
- ・緊急活動道路に指定された路線等における橋りょうの耐震対策を進めます。

2 安全に避難できるまちをめざします

(1) 地域防災拠点の整備

- ・市立中学校を「地域防災拠点」として位置づけ、耐震強化・補強工事を進めるとともに、避難収容機能、物資備蓄機能、応急医療救護機能、情報収集伝達機能の整備を図ります。

(2) 消防署の整備

- ・消防署を災害発生時の活動拠点として、中原消防署の建築を進めるとともに、消火・救助活動機

能、応急医療救護機能、情報収集伝達機能の整備を推進します。

(3) 避難対策の確立

- ・被災者が避難し、一時生活を確保できる施設として市立の小・中学校、高等学校、聾学校を指定しています。また、広域にわたって大きな被害が予測される場合に避難する場所として、大規模な公園・緑地、グラウンド等を広域避難場所に指定しています。避難所の耐震化など、安全に避難できる場所の確保に努めます。

) 中原区内の広域避難場所

- ・多摩川河川敷、等々力緑地、中原平和公園、リハビリテーション福祉センター

(4) 避難路の安全性の確保

避難路のネットワーク

- ・地域防災拠点や避難所等への安全な避難路のネットワークを確保していくために、幹線道路沿道市街地の不燃化の促進や緑道の活用を検討するとともに、生活道路の安全性の点検など、住民の発意による主体的な防災まちづくり活動を支援します。

ブロック塀等の転倒防止

- ・ブロック塀等の倒壊を防止するために、教育施設等の公共施設については、既存のブロック塀の補強やフェンス化等の改善に努めます。また、民間建築物のブロック塀についても、倒壊の恐れのある物については改善の指導等に努め、住民の発意による主体的なまちづくり活動を支援し、生け垣化を促進します。

落下物防止対策

- ・地震時における建築物の窓ガラスや屋外広告物、看板等の落下による危険を防止するために、一般建築物については、落下の恐れのある建築物について、その所有者又は管理者に対し改修を指導します。また、公共建築物については、建築物の窓ガラス、外壁、看板等についての落下防止対策に努めます。

3 地域コミュニティにおける災害に強いまちを育みます

- ・災害に強いまちを形成するために、町内会・自治会や自主防災組織と連携して、地区の安全性について点検するなど、住民の発意による主体的な防災まちづくり活動を支援します。

避難のイメージ

